

CSR推進ツールI「CSR主要要素のマトリックス」

	基本原則	消費者・顧客	取引先	株主	社員	政治・行政	コミュニティ	NPO/NGO	途上国
I. コンプライアンス 企業倫理	○企業倫理の徹底を図る。 ○法令を遵守する。 2頁	○公正取引・競争の徹底 ○消費者関連法令の遵守 3頁	○下請法を遵守した公正な取引 ○倫理観を持った公正な購買活動の実施 ○知的財産権の尊重 4頁	○インサイダー取引防止 ○反社会的勢力の排除 4頁	○企業倫理、企業行動規範に関する理解の促進 4頁	○贈収賄、汚職の撤廃 ○不正資金浄化(マネーロンダリング)防止 ○政治寄付の方針明示 5頁			○事業進出・退去時の影響の検討 ○現地産業の育成への貢献 ○現地の文化や慣習の尊重 ○法令遵守 6頁
II. 情報	○ステークホルダーに適時適切に情報を開示するとともに、対話チャネルを充実させる。 ○情報を適切に管理する。 7頁	○顧客対応に関わる情報の提供 ○製品・サービスに関する適切な情報の提供 ○コミュニケーションの促進 ○プライバシーの保護 7頁	○経営理念、行動規範の周知 ○調達方針、調達手続きの明示 ○コミュニケーションの促進 9頁	○コーポレート・ガバナンスに関する情報公開 ○CSRに関する情報公開 ○リスクに関する情報公開 10頁	○労働条件に関する情報の開示 ○社内コミュニケーションの促進 ○プライバシーの保護 ○知的財産権(含む営業秘密)の取り扱いに関する理解促進 10頁	○法令に基づく情報開示 11頁	○コミュニケーションの促進 11頁	○コミュニケーションの促進 12頁	○経営理念、行動規範の周知 ○調達方針、調達手続きの明示 ○コミュニケーションの促進 12頁
III. 安全と品質	○高品質かつ安全な製品・サービスを、安全な方法で生産・提供する。 13頁	○高品質かつ安全な製品・サービスの提供 13頁	○安全と品質に関する要求事項の明確化 14頁	○適正な配当 ○株主総会のよりよい運営 14頁	○安全な職場の実現 ○安全と品質に関する理解促進 15頁	○製品・サービスの安全性に関わる法令の遵守 15頁	○設備の安全 16頁		○安全と品質に関する要求事項の明確化 ○生産技術や品質管理手法などの指導や技術移転 16頁
IV. 人権・労働	○企業の活動によって影響を受ける人々の人権を尊重する。 ○従業員を尊重する。 17頁	○製品・サービスに関する情報へのアクセシビリティの向上 ○消費者に不快感を与えない宣伝・広告 17頁	○人権(労働環境)配慮に関する要求事項の明確化 ○取引の機会均等 17頁		○多様な人材が能力を発揮できる人事処遇制度 ○雇用差別の禁止と機会均等 ○職場の安全衛生、従業員の健康管理の充実 ○従業員の能力・キャリア開発の支援 ○従業員との誠実な対話・協議 ○児童労働、強制労働の禁止 ○人権配慮 ○従業員の仕事と家庭の両立支援 18頁	○労働に関する法令の遵守 20頁	○雇用の創出 ○人権を尊重した社会づくりのための協働・対話 21頁	○人権を尊重した社会づくりのための協働・対話 21頁	○人権尊重の取り組みの促進 ○職場の安全衛生、従業員の健康管理の充実 21頁
V. 環境	○環境に配慮した事業活動を展開する。 ○環境情報を提供する。 22頁	○環境負荷低減のための製品・サービスの開発と提供 22頁	○環境問題に関する取引先との連携・協力の強化 23頁	○環境経営に対する理解促進 24頁	○従業員の自主的取り組みの支援 ○環境についての教育・啓発 24頁	○環境に関する法令の遵守 25頁	○環境負荷と環境リスクの低減への対応(地球温暖化防止、3Rの推進、化学リスク管理等) ○自然保護(含む生物多様性の保全)への取り組み 25頁	○持続可能な開発のための協働・対話 ○NPO/NGOとの協働による環境保全活動 26頁	○海外進出に際しての環境配慮事項の徹底 26頁
VI. 社会貢献	○健全で持続可能な社会づくりのために社会貢献活動を展開する。 27頁	○企業の社会貢献活動に対する理解促進と支援 27頁	○企業の社会貢献活動に対する理解促進と連携の観点からの活動支援 28頁	○企業の社会貢献活動に対する理解促進と支持の獲得 28頁	○社会の一員としての自発的な社会参加の推奨・支援 28頁	○企業の社会貢献活動に関する環境整備 28頁	○地域社会の自立に向けた課題解決のための経営資源の投入 30頁	○共有する社会的課題の解決に向けたパートナーシップの推進 ○社会貢献活動におけるカウンターパートとしての資格要件の明示、協働の推進 31頁	○地域社会の自立に向けた課題解決のための経営資源の投入 ○地球規模のテーマへの対応 32頁

・本マトリックスは、多くの企業がCSRに配慮しつつ取り組んでいる諸課題を、日本経団連の「企業行動憲章」と「実行の手引き」を参考として課題分野およびステークホルダーの二つの側面から整理したものである。
 ・本ツールは、企業に自主的な取り組みを求めるものであり、各企業の理念、組織、風土、経営環境、事業戦略などに応じて、項目の選択や重点化を行うもので、全ての項目が同時に取り組まれることを示唆するものではない。
 ・経営トップは、CSRの推進が自らの役割であることを認識し、リーダーシップを発揮して実効ある取り組みを図る。